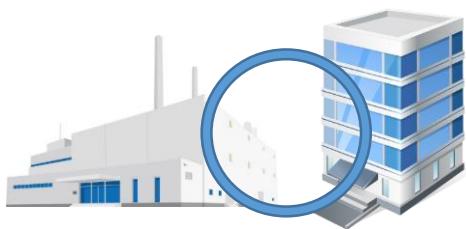


# 暑さ対策設備等導入事業 申請対象早見表

## 対象



[事業目的]



**埼玉県内**の事業所

※本社が他県でも申請可

事業所



[居住目的]

※専ら居住を目的とした事業所も含む。



**埼玉県外**の事業所

※本社が県内でも申請不可

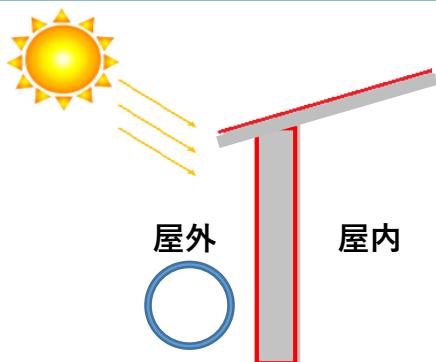


[事業所にエアコンあり]  
※動力源が電気でもガスでも可

エアコン

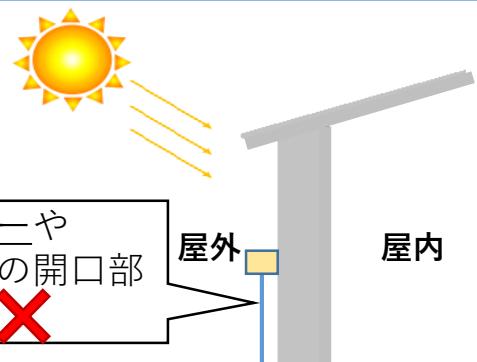


[事業所にエアコンなし]



**[対象になる対策箇所]**  
(太陽光が直接当たる)  
屋根、外壁、窓

対策場所



**[対象外の対策箇所]**  
(太陽光が当たらない)  
内壁、屋根裏、室内の窓

場所	主な対象事業
屋根 外壁	遮熱塗装、遮熱シート貼付、 断熱材の貼付 等
窓	既存窓に遮熱フィルムを貼付け、 Low-Eガラス窓へ交換 等

対象事業

主な対象外事業
屋根裏や内壁に断熱材敷き詰め、 庇（ひさし）やブラインド設置 屋上等の緑化、スプリンクラー設置、 グリーンカーテン設置、太陽光発電設備の設置



塗料や窓等の遮熱性能について下記の数値基準を有するものに限ります。

指定機関	① J I S 規格 ②環境省のE T V事業 ③国立研究開発法人建築研究所 ④一般社団法人建材試験センター	(詳細は募集要領等を参照。)
------	---	----------------

※但し、裏面の場合は対象外となりますので必ずご確認ください！

以下に該当する場合は**対象外**となります。（詳細は募集要領を参照。）

事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・新築の事業所</li><li>・稼働期間が1年未満の事業所</li><li>・事業所用のエアコンがない場合</li><li>・居住用途のマンションやアパート</li><li>・移設などが簡単にできる簡易構造の建物</li><li>・専ら居住を目的とした事業所</li></ul>
エアコン	<p>《下記のものは認められません。》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・扇風機や換気扇など</li><li>・移動が可能な設備（スポットクーラーなど）</li></ul> 
対策場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・室外機などの架台部分（上にものを置くことが前提の場所）</li><li>・屋外の梯子や階段部分及び手すり部分</li><li>・軒下部分</li><li>・雨樋やパイプ等の排水管部分</li></ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・塗装予定の塗料の日射熱反射率が60%未満の場合は対象外（日射熱吸収率が40%以上であることと同義） ※同製品でも色の違いで数値が異なるケースがあります。</li><li>・色の調合のために複数の塗料を混ぜ合わせる場合も対象外（日射熱反射率が確認できないため） ※なお、その他の事業についても、遮熱性能が低いものは対象外となる場合があります。</li></ul>
その他	撤去費、処分費、移設費、旅費、諸経費 工事費以外の経費（通信費、光熱水費、振込手数料等）、 既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費（シーリング代等）、 消費税及び地方消費税相当額、 対象外部分の設備費及び工事費